

消防予第 8 3 号
令和 8 年 3 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法施行規則の一部を改正する省令等の運用について (通知)

本日公布した消防法施行規則の一部を改正する省令 (令和 8 年総務省令第 23 号) 及び駐車のに供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件 (令和 8 年消防庁告示第 2 号) による改正後の消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。) 第 18 条に基づく駐車のに供される部分に設ける泡消火設備の運用等について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 駐車のに供される部分に設ける泡消火設備の技術基準に係る運用について
 - (1) 消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。) 第 13 条及び規則第 18 条に規定する「駐車のに供される部分」には、主として自動車を駐車する部分のほか、駐車場内の車路も含まれるものであること。
 - (2) 改正後の規則第 18 条第 1 項第 2 号ハただし書に規定する消防庁長官が定める数量の割合で計算した量を放射することができるように泡消火設備を設けることとする場合に、同割合の確認については事業者による自社試験結果のほか第三者機関が行う認証により確認することが想定されること。
- 2 既存の泡消火設備に係る運用について
 - (1) 使用する泡消火薬剤の種別 (たん白泡消火薬剤、合成界面活性剤泡消火薬剤又は水成膜泡消火薬剤の別をいう。以下同じ。) のみを変更する場合であって、令及び規則に規定する技術上の基準に適合する場合は、既存の構成機器を引き続き使用することは差し支えないこと。

- (2) 改正後の規則第 18 条第 1 項第 2 号ハただし書の規定に基づき、使用する泡消火薬剤の種別を変更する工事は、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成 9 年 12 月 5 日付け消防予第 192 号)別紙 1 に定める消防用設備等に係る工事の区分における「改造」に該当するものであること。ただし、本工事において、泡消火薬剤の種別の変更に伴い、加圧送水装置(制御盤を含む。)、泡消火剤混合装置、減圧弁又は圧力調整弁の取替えがなく、かつ、床面積一平方メートル当たりの放射量に変更がない場合に限り、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現地確認を省略することができること。
- (3) 使用する泡消火薬剤の種別を変更する工事を行う場合は、泡消火薬剤及び泡水溶液(以下「泡消火薬剤等」という。)を抜き取るとともに、泡消火薬剤等の廃液や交換時に通水した廃水は、関係法令に基づき適切に処理する必要があること。
- (4) 泡消火薬剤等の交換方法、関係法令の規制状況等については(一社)日本消火装置工業会のホームページで公表されているため、参考とされたいこと。